

◎ 香川県教職員連盟の要求書への回答

令和4年11月9日(水)

要 求 事 項	回 答
<p>1 小学校においてより充実した教育活動を行うために、教科担任制が円滑に実施されるよう、専科教員の配置を図ること。</p>	<p>○ 県教育委員会としては、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るとともに、学級担任が行う授業時間数の縮減に向けた指導体制の柱の1つとして、小学校高学年における教科担任制の拡充を実施しているところである。</p>
<p>2 ICT を活用した教育の充実に向けてGIGAスクール運営支援センターの整備や ICT 活用支援人材拡充等の取組みを推進すること。</p>	<p>○ GIGA スクール構想により整備された端末等を円滑かつ有効に活用することができるよう、市町教育委員会に対し、GIGA スクール運営支援センターや ICT 技術の専門的な知見を有する情報通信技術支援員 (ICT 支援員) 等に関する情報提供に努めてまいりたい。</p>
<p>3 教育業務連絡指導手当について、職責に応じた手当として、その額及び支給方法を検討すること。</p>	<p>○ 教育業務連絡指導手当については、他県との均衡や国の財政措置の状況を考慮すると直ちに見直しが必要な状況には無いと考えているが、今後とも国の動向や他県との均衡も考慮しながら適切に対応してまいりたい。</p>
<p>4 「学校における働き方改革」を実現するため、全県で共通化した総合型校務支援システムの導入や各学校および各教育関係機関で積極的に具体的な業務改善に取り組むよう、市町教育委員会と連携して早急な環境整備の推進や働きかけを行うこと。</p>	<p>○ 統合型校務支援システムについては、将来の統一化も念頭に置きつつ、まずはシステム未導入の市町が、それぞれの状況に応じてシステム導入の検討を円滑に進められるよう、支援に努めてまいりたい。また、引き続き、近隣市町との導入促進や将来の統一化を念頭に置いた課題解決に向けて、各市町と連携してまいりたい。</p> <p>○ 具体的な業務改善については、研修の見直しや行事の縮減、部活動休養日の設定や学校閉庁日の拡大、年次休暇の基準日の見直し等により、教員の負担の軽減や休日の確保を図っているところである。</p>
<p>5 地方公務員の定年引上げにあたっては、円滑な教育活動の実施や学校経営等を鑑み、3割カットされる60歳以上の教員の勤務内容について慎重に検討すること。</p>	<p>○ 定年引上げにより、61歳以降も教諭として勤務することになる。したがって、職務内容や責務については教諭の職務の範囲で引き続き担うことになる。</p> <p>○ 教諭として具体的にどのような職務内容になるかは、校長がその学校の実情に合わせて適切に判断し、校務分掌を行うものと考えている。</p>
<p>6 中学校における部活動指導体制の充実に向けて、部活動の質的向上を図るとともに、部活動を担当する教員の支援を行うために、部活動指導員の配置拡充を推進すること。</p>	<p>○ スポーツ庁では、部活動を地域へ移行する方針を示した。県教育委員会として、昨年度から国の研究事業を活用し、本県における課題の把握に努め、今後の方策に生かすとともに、モデル地域の取組みを県内に普及するなどして、部活動の地域移行に向けた県の方針を検討したいと考えている。</p> <p>○ 部活動指導員については、今後とも、市町教育委員会や学校、関係機関と連携を図りながら配置を促進し、学校における教育活動の充実に努めていきたいと考えており、引き続き国に対して、補助事業の継続と拡充について要望していきたい。</p>

<p>7 教職員の働き方改革の実現を図るために、教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)の配置拡充を推進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールサポートスタッフを市町が任用する場合、国の補助金と合わせて、任用に要する経費の2分の1を市町へ補助している。 ○ 県教育委員会としては、今後とも、市町によるスクールサポートスタッフの配置を促し、教員が児童生徒の指導に一層専念できる体制づくりに努めていきたいと考えており、引き続き国に対して、補助事業の継続と拡充について要望していきたい。
<p>8 児童生徒の心身の悩みにきめ細かに対応するために、養護教諭の複数配置について、学校の実態や希望に応じて適切な配置を進めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務標準法に則って県の配置基準を定めて配置している。 ○ 養護教諭の複数配置については、国の加配の状況も勘案しながら検討していきたい。
<p>9 配慮の必要な児童生徒に、個に応じた指導が行える通級指導教室の充実を図られるよう、通級指導教室の増設や通級指導に専属する教員の増員を図ること。また、指導する教員のスキルアップを図るための研修の機会を教育センター等で設け、将来を見据えた育成をすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めており、今年度は、県の単独予算措置による加配2校を含め、小学校3校、中学校1校を増設し、設置校は38校で、通級による指導担当教員を1名ずつ配置している。 ○ 今後とも、学校の実情に応じた教員の適正な配置に努め、特別支援教育の充実のために、国に対し、必要な財源措置を要望してまいりたい。 ○ 新任特別支援教育担当教員研修(小・中・高)において、新任の通級による指導担当教員を対象に年2回の研修を行い、スキルアップを図っている。